健康福祉委員会令和5年5月26日

健康政策部 資料 15番 所管 感染症対策課

## 帯状疱疹ワクチン予防接種費用助成事業について

帯状疱疹は、過去に感染した水痘ウイルスが加齢、ストレス等により免疫力が低下した場合に休眠から目覚めて生じる疾患であり、50歳以上から発症率が高くなり80歳までに約3人に1人が発症すると言われている。

また、症状が治った後も長期間痛みが続く場合があり、日常生活に支障を きたす場合がある。帯状疱疹の発症と重症化を防ぐため、帯状疱疹ワクチン の任意予防接種にかかる費用を一部助成する。

- 1 事業開始日令和5年7月1日
- 2 助成対象 接種日現在、大田区に住民票のある 50 歳以上の区民
- 3 対象ワクチン
  - (1) 生ワクチン「ビケン」(1回接種)
  - (2) 不活化ワクチン「シングリックス」(2か月間隔で2回接種)
- 4 助成金額
  - (1) 生ワクチン「ビケン」 5,000円
  - (2) 不活化ワクチン「シングリックス」 10,000円/回、2回まで
- 5 助成方法

協力医療機関に備え付けの予診票を記載し接種することで、接種費用から助成金額を差し引いた金額を窓口で支払う。

## 6 周知方法

区報、区ホームページ及び区公式ツイッターの広報媒体を活用し、関係 機関及び医療機関においては事業周知用のポスターを掲示する。